

伊万里有田共立病院 勤怠管理システム導入に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近年、医療現場においては、勤務実績の適正な把握、時間外勤務・休暇等の適切な管理、勤務表作成業務の効率化並びに各種届出資料の正確な作成が重要な課題となっている。特に、公立病院においては、関係条例、規則等に基づく複雑な勤務形態への対応、看護職員勤務状況届出書（様式 9）の作成、勤務実績の集計及び確認事務の効率化が求められている。

この実施要領は、伊万里有田共立病院においてこれらの課題を解決し、勤務管理業務の効率化及び適正化、職員の負担軽減、勤務状況の可視化並びに必要な帳票の円滑な作成を図るため、当院に最も適した勤怠管理システムの導入候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法その他必要な事項を定めるものである。

2. 業務名

伊万里有田共立病院 勤怠管理システム導入業務

3. 導入場所

施設名 伊万里有田共立病院

所在地 佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲 860 番地

4. 業務の概要

（1）業務内容

本業務は、当院が求める勤務体系、勤務実績管理、休暇管理、時間外勤務管理、シフト作成支援及び看護職員勤務状況届出書（様式 9）作成等の要件を満たす勤怠管理システムを選定し、必要なソフトウェア、サーバー構成、打刻機器、初期設定、データ整備、動作確認、職員教育、稼働支援及び保守対応を含めて提案するものである。

（2）主な業務範囲

- ア 勤怠管理システムの導入
- イ 打刻機及び関連機器の導入
- ウ 勤務体系、休暇、時間外勤務その他必要事項の初期設定
- エ 職員に対する操作研修
- オ 入院基本料等に関する看護職員勤務状況届出書（様式 9）作成に関する操作研修
- カ 本稼働支援
- キ システムの保守及び運用支援（次年度以降の契約となるが、参考見積を添付すること）

（3）提案上限額

提案上限額は、9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

（4）履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(5) 運用開始予定日

令和9年4月1日

5. 病院の概要及び本業務に係る前提条件

当院は、伊万里市と有田町により設立された伊万里・有田地区医療福祉組合が運営する公立病院であり、勤務条件等は当院の条例、規則等に基づき運用している。そのため、提案システムは、当院の職員数、職種、勤務形態、変則勤務等の実情に適合し、地方公務員法、地方公営企業法その他関係法令並びに当院関係規程に基づく運用に対応できるものでなければならない。

(1) 職員数

正規職員 238 名

会計年度任用職員（フルタイム） 7 名

会計年度任用職員（パートタイム） 85 名

合計 330 名

(2) 主な職種

医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、臨床検査技師、放射線技師、事務員 等

(3) 関連規程

本業務においては、次に掲げる規程その他当院が別途示す関係規程に基づく運用を前提とする。

ア 伊万里・有田地区医療福祉組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

イ 伊万里・有田地区医療福祉組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

ウ 伊万里・有田地区医療福祉組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

エ 伊万里・有田地区医療福祉組合企業職員就業規程

オ その他当院が指定する規程

6. 求める提案の基本方針

提案に当たっては、単に勤怠打刻や勤務集計が可能であるだけでなく、当院の勤務実態に即した運用が可能であり、導入後の安定運用、保守対応、制度改正への追随、操作性、拡張性及び費用対効果を総合的に勘案した内容とすること。特に、以下の観点を重視する。

(1) システム構成

ア オンプレミス方式であること。

イ 当院が指定する医療情報ネットワーク上で稼働できること。

ウ インターネットから遮断された閉域環境で稼働できること。

(2) 打刻及び認証

ア Felica 方式を用いた IC カード打刻に対応すること。

イ Felica の IDm を利用した認証方式であること。

ウ 当院が調達する Felica Standard に対応し、他システムとの共用を前提として利用できること。

(3) 勤務管理機能

ア 当院関係規程に基づく勤務体系、当直、休暇、時間外勤務等に対応できること。

イ シフト作成業務、勤務時間管理、休暇管理、時間外勤務管理等を効率的かつ正確に

行えること。

ウ 看護職員勤務状況届出書（様式 9）の作成業務に対応できること。

(4) 導入体制及び保守体制

ア 医療機関への導入経験が豊富であること。

イ 当院と同規模の医療機関への導入実績を有するパッケージソフトウェアであること。

ウ 導入担当者及び技術担当者を適切に配置できること。

エ 本稼働後の保守、制度改正対応、必要なバージョンアップ等に対応できること。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(2) 参加表明書の提出締切日において、伊万里市又は有田町で指名停止を受けている者でないこと。

(3) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。

(4) 会社更生法（14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること（提案者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）。

ア 自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号及び有田町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等である。

イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している。

(6) 提案するシステムについて、製造者又は正規販売権限を有する事業者であること。

なお、販売事業者が参加する場合は、必要に応じて製造者証明書又は販売証明書を提出できること。

(7) 医療機関、特に病院における勤怠管理システムの導入実績を有し、当院と同規模程

度の施設における導入又は運用支援実績を有すること。

8. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、概ね次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

項目	時期
公告	令和8年9月24日（木）
質問受付期限	令和8年10月2日（金）
質問回答	令和8年10月6日（火）
参加表明書提出期限	令和8年10月9日（金）
提案書提出期限	令和8年10月9日（金）
プレゼンテーション・デモ	令和8年10月23日（金）
審査結果通知	令和8年10月30日（金）
契約締結（予定）	令和8年11月上旬
導入開始（予定）	令和9年4月1日（木）

9. 質問の受付及び回答

本要領、仕様書その他配布資料の内容について質問がある場合は、質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、参加予定者に対し一括して通知し、又は当院が適当と認める方法により公表する。なお、回答は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

受付場所：伊万里有田共立病院 企画管理係

TEL : 0955-46-2121（代表）

FAX : 0955-46-2123

E-mail : kyouritsu@imari-arita-hp.or.jp

※本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

回答方法：質疑に対する回答については、取りまとめた上で、令和8年10月6日（火）15時より、伊万里有田共立病院のホームページ上で発表する。

10. 提出書類

参加希望者は、次に掲げる書類を提出すること。（様式集に無いものは任意様式）

（1）参加表明時の提出書類

- ア 参加申込書
- イ 使用印鑑届兼委任状
- ウ 印鑑証明書
- エ 営業所一覧表
- オ 他院での導入実績に関する調書

- 力 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書
- キ 直前の期末における決算報告書
- ク 国税の納税証明書〔その3の3〕
- ケ 県税の納税証明書〔未納のない証明〕提出義務が無い場合は不要
- コ 市税等の納税証明書

(2) 提案時の提出書類

- ア 提案書
- イ 見積書及び見積内訳書
- ウ 導入体制図
- エ 配置予定責任者及び担当者一覧
- オ 保守体制説明書
- カ 導入スケジュール案
- キ 研修実施計画書
- ク 様式9 対応に関する説明資料
- ケ 必要に応じ、参考機能資料又は補足資料

1 1. 提案書の提出

提案書は、A4 判横書きを基本とし、わかりやすく簡潔に記載すること。図表、写真、画面イメージ等の使用を妨げない。

提案書には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

(1) 基本事項

- ア 提案システムの概要
- イ 提案の基本方針
- ウ 他社製品との差別化要素

(2) システム要件への対応

- ア オンプレミス及び閉域網環境への対応内容
- イ サーバー、クライアント及び打刻機器の構成
- ウ Felica 方式による打刻及び認証の方法
- エ 当院の勤務体系、休暇、当直、時間外勤務等への対応内容
- オ シフト作成支援機能
- カ 様式9 作成機能の内容
- キ 帳票、集計、検索、履歴参照等の機能

(3) 導入及び移行

- ア 導入スケジュール
- イ 初期設定及びマスタ整備の方法
- ウ データ移行又は初期登録支援の内容
- エ 本稼働までの支援内容
- オ 想定されるリスクとその対応策

(4) 研修

- ア システム管理者向け研修

- イ 決裁者向け研修
 - ウ 一般職員向け研修
 - エ 様式 9 作成研修
 - オ マニュアル、操作説明資料等の提供内容
- (5) 保守及びサポート
- ア 問い合わせ窓口
 - イ 障害発生時の対応体制
 - ウ 制度改正、様式改正等への対応方針
 - エ バージョンアップ対応
 - オ 保守受付時間及び現地対応の可否
- (6) 実績及び体制
- ア 医療機関への導入実績
 - イ 同規模病院への導入実績
 - ウ 配置予定責任者及び担当者の経験
 - エ プロジェクト推進体制
- (7) 費用
- ア 初期導入費用
 - イ 機器費用
 - ウ 設定費用
 - エ 研修費用
 - オ 保守費用
 - カ その他必要な費用
 - キ 5 年間程度のライフサイクルコストが分かる資料

提出部数 正本 1 部+審査用 10 部

12. 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は下記の要領で行う。

(1) 第 1 次審査（書面審査）

第 1 次審査は、提出された提案書等により事務局にて書面審査を行い、第 2 次審査の対象を決定する。

第 2 次審査の可否等通知については第 1 次審査後速やかに全提案者に行う。第 1 次審査不通過の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 5 日以内に、書面により説明を求めることができ、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して 5 日以内に書面により説明を行う。

なお、第 1 次審査にあたっては、別途個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーション）

- ア 第 2 次審査（プレゼンテーション）は令和 8 年 10 月 23 日（金）を予定している。
- イ プレゼンテーションを行う順番は、事務局において決定する。

- ウ プレゼンテーションでは、業者名、出席者名を最初に述べ、提出された提案者の提案内容について30分以内でプレゼンテーションすること。続いて、審査員から質問を行うので、明確に回答すること。ヒアリングの時間は10分以内とする。
- エ 説明機材として、プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクター（ケーブルについてはHDMI TypeA 接続）は事務局で準備を行う。その他必要な関係機材があれば各自提案者が用意すること。
- オ プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。
- カ 1業者当たりのプレゼンテーション参加者は3名までとする。
- キ プレゼンテーションは、一般非公開とする。
- ク 特別な理由が無く、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とする。

13. 審査方法

審査委員会では、審査委員が評価基準項目ごとに評価し、配点に応じて得られた点数を合計し、最高点を得た提案者を優先交渉権者として選定する。なお、最高点を取得した提案者が複数ある場合は、見積金額が最も低い提案者を優先交渉権者とする。

また、最高点に続く得点を得た者を、優先交渉権者次点者とし、優先交渉権者と合意に至らなかった場合や、優先交渉権者に不正等が発覚した場合は、優先交渉権者次点者を優先交渉権者に繰り上げ交渉するものとする。

14. 審査結果

審査結果の通知については、下記のとおりとする。

- (1) 通知先：全提案者
- (2) 通知方法：書面にて（様式第5号）
- (3) 通知内容：本業務の候補者であるか否か
- (4) 通知時期：令和8年10月30日（予定）
- (5) その他

審査結果の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行うものとする。

15. 提出書類の取扱

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、下記のとおり取扱うものとする。

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の提出後における差し替え及び削除、また当院が必要と認め資料の追加を求めた場合を除く追加等は一切認めない。
- (3) 提出書類を、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

16. その他

- (1) 費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

(2) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加辞退の取扱い

参加表明書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出る事とし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方に決定した者が作成した企画提案書等の書類については、当院が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

なお、当院が契約の相手方の作成した企画提案書等の書類を無償で利用しようとする場合においては、予め契約の相手方に通知し承諾を得ることとする。

(5) 異議申立て

参加表明者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議を申し立てる事はできない。

(6) 失格条項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

- (ア) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (イ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (ウ) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (エ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (カ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的又は間接的に行った場合
- (キ) 参加表明書の提出期限以降において、伊万里市・有田町において指名停止の措置を受けた場合
- (ク) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (ケ) ヒアリングにおいて、正当な理由なく対応しなかった場合

17. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ウ 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- エ 提案上限額を超える見積書を提出した場合
- オ 審査の公平性を害する行為を行った場合
- カ 本要領に定める事項に違反した場合
- キ その他当院が不適当と認めた場合

18. 契約に関する事項

最優秀提案者を優先交渉権者として契約協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次順位者と契約協議を行うことができる。

19. 留意事項

- ア 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提出書類の著作権は、原則として参加者に帰属する。ただし、当院は本プロポーザルに関する公表、審査その他必要な範囲でこれを使用できるものとする。
- エ 提出書類に含まれる情報については、法令等に基づき公開する場合がある。
- オ 参加者は、本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- カ 本要領に定めのない事項については、当院の指示による。

20. 担当部署

〒849-4193

佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲860番地

伊万里有田共立病院 企画管理係

TEL：0955-46-2121（直通）FAX：0955-46-2123

E-Mail kyouritsu@imari-arita-hp.or.jp